

令和4年4月15日

組合員 各位

JA 中野市営農センター

種苗法改正説明会の開催について（ご案内）

本年4月1日から種苗法が改正され、登録品種を接ぎ木等で自家増殖する場合、育成者権者の許諾が必要となりました。つきましては、下記の日程で、説明会を開催致しますので、ご案内申し上げます。

記

1. 開催概要 *都合の良い時間帯にご出席ください。

日時	場所
4月26日（火）午前11時	営農センター2階会議室
4月26日（火）午後1時30分	同上

*申請が必要な登録品種：シャインマスカット・クイーンニーナ・あきづき・りんご JM 台

*長野県育成品種（ナガノパープル・シナノゴールド・サザンスイート・なつっこ等）は

今まで同様、県内生産者で許諾不要で自家増殖が可能です。

2. 内容

- ① 種苗法改正内容
- ② 登録品種の自家増殖許諾申請方法
- ③ 質疑応答・個別相談等

3. 問い合わせ先：園芸課（Tel 23-3933）

4. 参考：農研機構ホームページ <http://www.naro.go.jp/collab/breed/permission/index.html>